

# 足利工業製品展示会等出展支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 足利工業製品展示会等出展支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、足利市中小企業及び小規模企業振興条例規則及び足利市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この要綱は、市内中小企業の優れた製品について、展示会等に出展するための事業に対してその費用の一部を補助することにより、企業の商品企画力の向上と販売基盤の強化を推進し、もって本市産業の振興と産地としてのイメージの向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者
- (2) 展示会等 中小企業者が製品を出展する展示会、商談会、見本市、常設展

## (補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、優れた製品を有し、その製品について、展示会等に出展しようとする市内中小企業者で、製造業を営み、市税の滞納のない、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内中小企業者
- (2) 中小企業者で構成される事業協同組合で、1/2以上が市内に事業所を有するもの
- (3) 市内中小企業者2社以上からなる団体

## (補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 展示会等出展事業
- (2) その他理事長が認める事業

## (補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費は、前条の事業を実施する上で直接必要となる経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 展示場の小間代
- (2) 展示小間の装飾費
- (3) その他理事長が特に必要と認める経費

(補助率及び補助限度額)

第7条 理事長は、補助対象者に対し、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

- 2 補助率は、補助対象経費の100分の40以内とし、補助限度額は、一年度内に300,000円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に足利工業製品展示会等出展支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 概要書(企業・団体)
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

- 2 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの会計年度の数年にわたる対象事業の交付申請は、交付予備申請として受理し、対象事業の完了年度に第1項の交付申請があったものとみなす。

(交付決定)

第9条 理事長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その適否を審査し、適当と認めるときは、足利工業製品展示会等出展支援事業補助金交付決定通知(別記様式第2号)により、補助金交付申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が補助対象事業の計画を大幅に変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ理事長に足利工業製品展示会等出展支援事業計画変更(中止)承認申請書(別記様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。

(完了の届出)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、直ちに、足利工業製品展示会等出展支援事業完了届(別記様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 理事長は、前条の規定による完了届を受理し、当該事業が適正に行われたことを確認したときは、補助金を交付しなければならない。

(調査等)

第13条 理事長は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者について調査し、又は報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第14条 理事長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたものに対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の終期)

第15条 補助金の終期は、5年以内とし、その都度見直すものとする。

(細則)

第16条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。